

会員のみなさまへ

輪島商工会議所

新型コロナウイルスに関する情報について

(令和2年3月17日現在)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当所事業運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関する情報について、下記の通りご案内致します。なお、最新情報については、下記 URL より国・県・市の情報を確認することができます。当所 HP でも掲載しておりますのでご活用下さい。新型コロナウイルスによる事業への影響や地震被害など、経営に関する相談案件がありましたら、当所までご相談いただきますようお願い申し上げます。

【最新情報】

経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

経済産業省：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（パンフレット）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

石川県：新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/corona.html>

輪島市：新型コロナウイルス感染症関連情報

<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2020030300015/>

【経営相談】

□輪島商工会議所「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」

新型コロナウイルスによる事業への影響など経営に関する相談や情報提供を行なっています。

輪島商工会議所 業務課 TEL 22-7777（平日 8:30～17:15）

□その他相談窓口について

- ・ 日本政策金融公庫 金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275
国民生活事業 TEL 076-263-7191（平日 9:00～17:00）
- ・ 商工組合中央金庫 金沢支店 TEL 076-221-6141（平日 9:00～15:00）
- ・ 石川県産業創出支援機構（よろず支援拠点）TEL 076-267-6711
（平日 8:30～17:15 土日祝 10:00～17:00 電話のみ）
- ・ 石川県信用保証協会 TEL 076-222-1522
（平日 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00）

信用保証制度信用保証に関するお問合せ 石川県信用保証協会 TEL 076-222-1522

① セーフティネット保証（4号）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

- 要件** ①当市において1年以上事業を継続している
②新型コロナウイルスの影響を受け、直近1ヵ月の売上高が前年同月に比して20%以上減少、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者
- 保証** 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）
保証割合 借入債務の100%
- 利用** 市町村の認定を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

② セーフティネット保証（5号）

新型コロナウイルスの影響を受ける業種に属する中小企業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

- 要件** ①指定業種に属する事業を行なっている。
②最近3ヵ月の売上高等が前年同期比5%以上減少している事業者。
※指定業種はこちら
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002-3.pdf>
※時限的運用緩和…2月以降、直近3ヵ月の売上高が算出可能となるまでの間、直近1ヵ月の売上高等 とその後2ヵ月の売上高を含む3ヵ月の売上高等の減少でも可。
(例：2月の売上実績+3、4月の売上高見込み)
- 保証** 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）
保証割合 借入債務の80%
- 利用** 市町村の認定を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

③危機関連保証制度

全国・全業種を対象として「危機関連保証」を一般保証枠、セーフティネット保証枠と別枠で利用することができます。

- 要件** 売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者
- 保証** 一般枠、SN保証枠とは別枠で最大2億8,000万円（保証割合100%）

日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275

国民生活事業 TEL 076-263-7191

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルスの影響により、一時的に売上減少など業況が悪化している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）の資金繰りを支援する融資制度。（新設）信用力・担保にかかわらず、一律金利とし3年間は金利引き下げを行ないます。

要件 最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期を比較して、5%減少の方
※業歴3ヵ月～1年1ヵ月未満の方は、最近1カ月の売上高が過去3ヵ月

限度額 中小企業3億円、小規模事業者6,000万円（別枠）

融資利率 当初3年間 基準金利より▲0.9%
（利下げ限度額 中小企業1億円、小規模事業者3,000万円）

融資期間 設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

※特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った事業者のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、売上が激減した事業者に対し、利子補給を行ないます。

適用対象 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行なった中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含む、小規模に限る）：要件無し
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高15%減少
- ③中小企業者（①②を除く事業者）：売上高20%減少

期間 借入後当初3年間

補給上限 中小企業1億円、小規模事業者3,000万円

申請方法、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、お知らせします。

②経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている、又は今後影響の恐れがある中小・小規模事業者を支援する融資制度

限度額 中小企業7億2,000万円、小規模事業者4,800万円

融資期間 設備15年以内 運転8年以内

③新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

コロナウイルスの影響により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方が対象の融資制度（運転資金のみ）

限度額 【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店・喫茶店営業】別枠1,000万円

融資期間 7年以内

④マル経融資の拡充

新型コロナウイルスの影響により、売上が減少した小規模事業者に対し、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間通常の金利から0.9%引き下げる。加えて、据置期間を運転3年以内、設備4年以内に延長する。

①経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件拡充

新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに支障が生じる事業者への一層の資金繰り対策として、要件等を拡充します。

- 要件** 【1】最近3ヵ月間の売上高又は販売数量が前年同期に比して3%以上減少
 【2】売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1ヵ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにも関わらず、製品等の価格に転嫁できないもの
 【3】新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して3%以上減少しているもの ※今回追加要件

- 金利** 要件(3)の場合、固定で1.0%以内。
保証料 セーフティネット4号認定の場合0.5%、5号認定の場合0.4%
お問合せ 石川県経営支援課 TEL 076-225-1521

※この他、新型コロナウイルスの影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、政府系、民間金融機関等に対し、適時適切な貸出、既往債務の条件変更、年度末の資金繰り等について配慮するよう要請されております。

②危機対応業務の実施（日本政策投資銀行、商工中金）

大企業・中堅企業等の資金繰りや国内サプライチェーンの再編支援を行ないます。

- 日本政策投資銀行 北陸支店 TEL 076-221-3211
- 商工組合中央金庫 金沢支店 TEL 076-221-6141（平日 9:00~15:00）

※この他、新型コロナウイルスの影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、政府系、民間金融機関等に対し、適時適切な貸出、既往債務の条件変更、年度末の資金繰り等について配慮するよう要請されております。
 ※危機関連保証制度、新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資の拡充、危機対応業務の実施については、詳細が分かり次第、お知らせします。

【助成金・補助金等に関する情報】

①雇用調整助成金の特例措置・対象拡大

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成する助成金。今般、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例措置、対象拡大が行われます。

- 助成内容 助成率 大企業 1/2 中小企業 2/3**
支給限度日数 1年間で100日（3年間で150日）
お問合せ 石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428

②小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金）

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されます。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000605806.pdf>

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設（フリーランス等向け）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000606357.pdf>

③時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、テレワーク導入や特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援。既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設けます。

助成内容 テレワークコース 助成率 1／2 限度額 100万円

職場意識改善コース 助成率 3／4 限度額 50万円

※新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースの申請受付開始について（3／9公表）

時間外労働等改善助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000608839.pdf>

時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）

○テレワーク情報サイト（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/furusato-telework/index.html

○テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）<https://telework.mhlw.go.jp/>

○テレワーク相談センター（厚生労働省）TEL 0120-91-6479（平日 9:00~17:00）

④生産性革命推進事業（令和元年度補正予算事業、時期未定）

新型コロナウイルスの影響を受けながらも、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、IT化に取り組む事業者を優先的に支援します。

・ものづくり・商業・サービス補助

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

・持続化補助 小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

・IT導入補助 バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援

※②、③、④は詳細が分かり次第、お知らせします。

【その他のお知らせ】

①申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が延長

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm>

新型コロナウイルス拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されました。

②産業界への下請配慮要請

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214011/20200214011.html>

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請がありました。

親事業者から不当な発注等を受けた場合など、「下請けかけこみ寺」までお問合せください。

③個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html>

新型コロナウイルスにより影響を受ける個人事業主・フリーランスの方と取引を行なう発注事業者に対し、業界団体を通じて取引上の適切な配慮を求める要請がありました。

④海外に拠点・取引先を持つ事業者向けにジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、情報提供をしています。

ジェトロ HP「新型コロナウイルス感染拡大の影響」<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

新型コロナウイルス等の相談時に前年度との売り上げ比較が必要です。
 当所にて、使える制度のご紹介をさせていただきたく存じます。
 お手数をおかけしますが、以下の表により売上高の記入をお願いします。

以下についてお聞かせください（今必要としている内容について）

融資制度 (運転資金・設備資金) 利用したい ・ 利用しない

労働者を休業させるための助成金 利用したい ・ 利用しない

どのような支援があるか聞きたい 聞きたい ・ 必要なし

持続化補助金 利用したい ・ 利用しない

昨年の利用の内容は・・・このようなものがありました・・・

- ① 飲食業・・・テーブル、椅子など入れ替えなど
- ② 漆器業・・・新商品の見本品の製作、展示会出展費など
- ③ 旅館業・・・床の張替え、ホームページ作成など

いずれも新サービスとなり、販売の促進につながるという申請内容

事業所名 _____
 住 所 _____ 連絡先 _____

新型コロナウイルス感染症に関する相談

※融資、助成金に関する相談等

持続化補助金申請に関する相談

※広告宣伝、集客力を高めるための店舗改装、商談会・展示会への出展、新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施、ITを活用した広報や業務効率化等

その他各種経営相談

詳細内容

売上高記入表

年 月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月	平成31年2月
売上高				
年 月	令和 元年11月	令和 元年12月	令和 2年1月	令和 2年2月
売上高				